

4. (Gno.8) 日独会社法の当面する問題の比較法的研究 (日独比較企業法研究会)

代表：小宮 靖毅

1985/04/26 (承認) 1985 年度 (開始)

【研究の目的】

会社法・企業法は他の法領域に比べて改変の激しい分野である。その様な法や判例の動きはそれぞれの国の経済社会の状況を反映するものであるが、同じような経済社会の構造を有する国々の間では、相互にその立法や判例が影響を及ぼし合うことが少なくない。そのような意味においてドイツ会社法・企業法の動向をさぐり、その問題点を把握することは、わが国の会社法・企業法を研究し、立法や裁判への提言を試みるのに不可欠な課題と考えられる。本研究の目的もまたここにある。

【研究活動及び成果】

総括

グループとしてひとつの主題を掲げた研究が困難な状況にあり、メンバー個人の研究主題を報告し、論文化することを基本としたが、今年度は、グループとしての研究の対象を株式法 (AktG)、有限会社法 (GmbHG) 以外の財団法 (Stiftungsrecht) などに拡張する準備の一環として、嘱託研究員ではない方々の報告に基づいた研究会を実施した。

なお、2022 年 3 月 30 日に実施した研究報告は、学術雑誌における発表を準備中である。

学術雑誌

小宮靖毅「学校法人とステークホルダー ―ガバナンスの法的検討との関係」『法律時報』
94(2)105-109(2022 年 2 月)

口頭発表

日時：2022 年 7 月 9 日 (土)

報告：①木村領介 氏 (明治大学大学院 法学研究科 博士後期課程)

「EU およびドイツの立法手続における「同族企業テスト」 - Mathias Habersack による“同族企業のための立法影響評価”報告書の検討を中心として -」

②縄田千尋 氏 (中央大学通信教育部インストラクター)

「農業の担い手としての法人」